

埼玉県監査事務局職員旧姓使用取扱要綱

平成9年8月26日

代表監査委員決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「所属長」とは、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- 一 事務局長 代表監査委員
- 二 副事務局長、課長 事務局長
- 三 前各号に掲げる職員以外の職員 所属する課の課長

(承認)

第3条 職員は、代表監査委員の承認を受けて、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認めるものを除き、文書等に旧姓を使用することができる。

(旧姓使用の申請)

第4条 職員は、第3条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、服務規程第5条又は第6条に基づく身上記録の報告の際に、総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。）により総務事務センター所長に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、様式第1号の旧姓使用願を所属長を経て監査第一課長へ提出することができる。

(承認の通知)

第5条 代表監査委員は、旧姓の使用を承認したときは、総務事務システムにより速やかに職員に通知しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、様式第2号の旧姓使用承認通知書により、速やかに所属長を経て当該職員に通知するものとする。

(他の命令権者で承認を受けた者の扱い)

第6条 知事、県議会議長、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育委員会又は人事委員会から旧姓の使用の承認を受けた職員については、代表監査委員が旧姓の使用を承認したものと同みなし、第4条及び第5条の規定による手続を省略することができるものとする。

(中止届)

第7条 代表監査委員の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、総務事務システムにより総務事務センター所長に届け出なければならない。ただしこれにより難い場合は、様式第3号の旧姓使用中止届を所属長を経て監査第一課長に提出することができる。

(責務)

第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。

2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に県民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、監査事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年9月3日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成9年12月31日までに、所属長を経て監査第一課長に第5条の旧姓使用願を提出することにより旧姓の承認を受けることができる。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

旧 姓 使 用 願

年 月 日

代 表 監 査 委 員 様

所 属 所 名

職 名 氏 名

下記のとおり戸籍上の氏の変更後も職場において旧姓を使用したいので承認されたくお願いします。

記

1 使 用 す る 旧 姓

2 変 更 後 の 戸 籍 上 の 氏

3 戸 籍 上 の 氏 の 変 更 年 月 日 年 月 日

4 戸 籍 上 の 氏 の 変 更 理 由

様式第2号（第5条関係）

旧姓使用承認通知書

年 月 日

様

代表監査委員

年 月 日付けで願い出のあった旧姓の使用については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認した旧姓

2 使用開始年月日 年 月 日

様式第3号（第7条関係）

旧 姓 使 用 中 止 届

年 月 日

代 表 監 査 委 員 様

所属所名
職 名 氏 名

下記のとおり旧姓の使用を中止いたしますので届け出ます。

記

1 中 止 す る 旧 姓

2 中 止 す る 理 由

3 戸 籍 上 の 氏